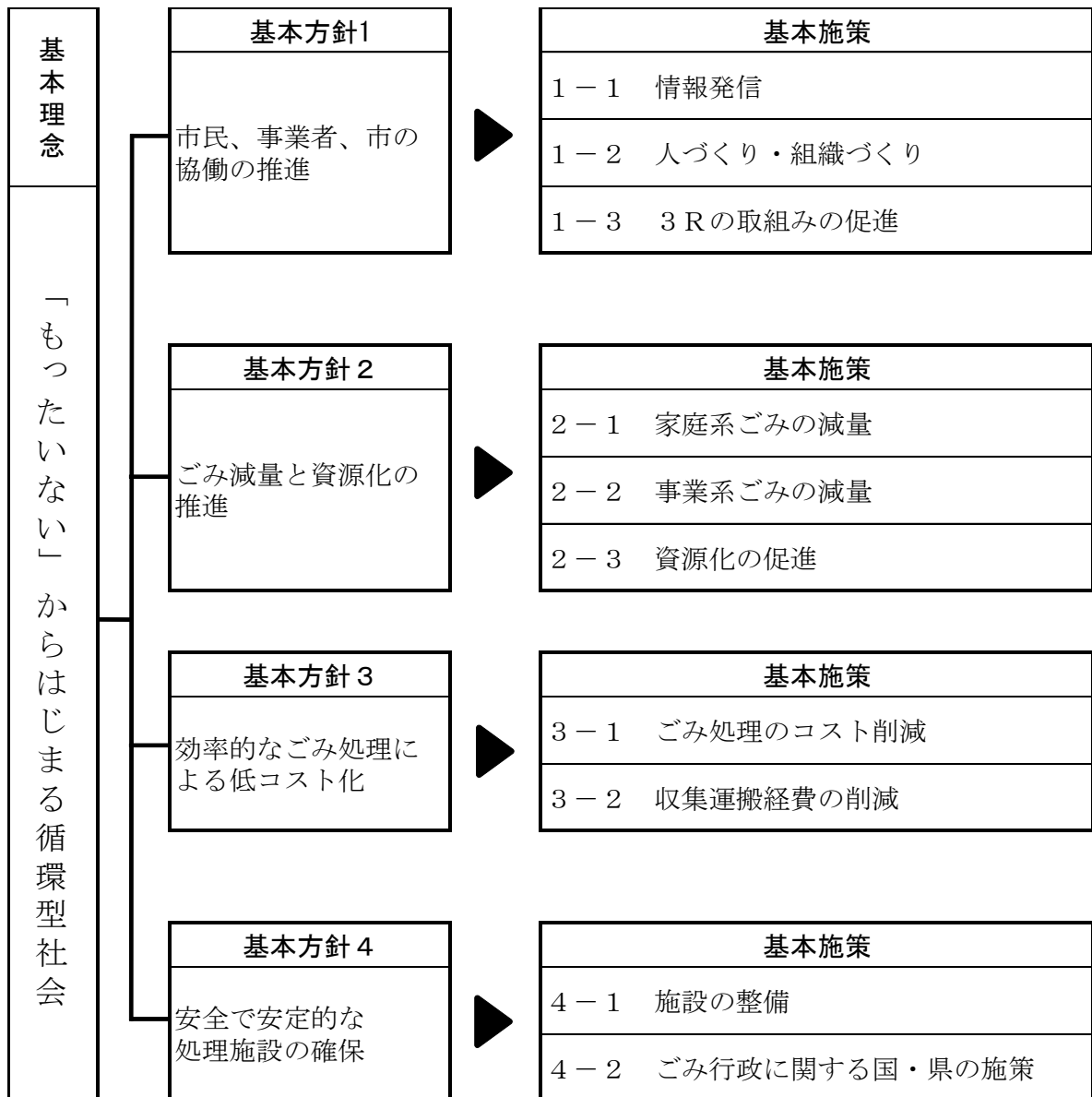


第5章 ごみ排出抑制のための施策

1 施策体系

本計画で取り組む施策の体系を整理するとともに、計画期間内に実施すべき具体的な施策を表5-1に示します。

表5-1 施策の体系



2 具体的な施策

ごみの排出抑制と資源化の向上については、引き続き、3Rの推進に取り組むとともに、今後、市内全域において実施を目指す「プラスチック製容器包装分別収集」、「金属類、小型家電の資源収集」や「雑がみの資源回収」、「生ごみダイエット」の促進等による家庭系ごみの減量・資源化を進めていきます。加えて、「ごみ処理手数料」の適正化を行い、事業系ごみの排出抑制を進めていきます。

ごみ処理に係る経費の低コスト化については、「ごみ処理施設の効率的運用」、「収集運搬の委託化」等を進めていきます。

安全で安定的な処理施設については、「クリーンセンターの更新整備計画」、「災害対策体制」等を進めていきます。

こうした取り組みは、基本方針に基づき、基本施策を位置づけ、次のとおり具体的施策を展開していきます。

(1) 基本方針1 市民、事業者、市の協働の推進

(基本施策1) 情報発信

ごみ減量・資源化の推進に関する情報発信については、広報やインターネット等を用いて市民に積極的にごみの現状・課題・施策を公表し、理解を求めています。

具体的な施策	内容	注5-1 区分
■「ごみの現状」、「清掃事業概要」の作成と公表	本市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	継続
■社会科読本「くらしとごみ」の配付	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配付します。	継続
■環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	継続

注5-1) 具体的な施策について、次の区分により掲載しています。

新規：新たに実施する事業。実施時期を短期（概ね3年）、中期（概ね5年）と分けています

継続：継続的に実施する事業や事業の内容を拡充する事業

(基本施策2) 人づくり・組織づくり

各種講座・イベントの開催、環境教育を実施することにより、ごみ減量や資源化の推進に取り組む人や団体を育成します。

また、ごみ減量やリサイクルの情報発信の拠点としてエコメッセがより機能するよう運用と体制づくりについて検討していきます。

具体的施策	内容	区分
■NPO法人、企業の活用	ごみ減量とリサイクルに関する情報発信の場として、エコメッセをより機能させるため、NPO法人や民間企業等のノウハウを活用し、より多くの市民が参加する講座、イベント等の企画を行います。	継続
■「青空教室」の実施	小学4年生対象の社会科総合学習の授業として、本市のごみ処理の状況やごみの減量、リサイクルの必要性等について社会科読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	継続
■施設見学、イベント・講座の活用	ごみの焼却・破砕処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して正しいごみ・資源の分別の啓発や生ごみ堆肥化等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	継続
■出前講座の推進	町内会や老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。	継続
■集合住宅向け排出指導	住居人に対し、ごみ出しマナーを周知・徹底するよう住居人・不動産業者や住宅管理者等に指導を行います。また、大学における新入生向けガイダンス等で、ごみの分別方法や出し方について情報提供します。	継続
■外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、外国人を雇用する事業所で説明会を開催し、ごみの出し方等を周知していきます。	継続

(基本施策3) 3Rの取組みの促進

排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するため、本市が自ら取り組むとともに、リサイクル活動への支援やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを進めていきます。

具体的施策	内容	区分
■資源受入体制の拡充	資源を常時受け入れできる場所を提供するため、公共施設や民間施設におけるリサイクルステーションの設置を進めていきます。	新規 (中期)
■リサイクル活動の支援	個人や団体で取り組む新たなリサイクル活動のアイデアを公募し、優れた提案をした個人や団体の活動に対して、支援をします。	新規 (短期)
■資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。 また、行政回収の代行となる集団回収のあり方について検証するため、モデル地区を指定して、試行します。	継続
■グリーン購入の推進	本市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	継続
■生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、市民団体等が実施するほかしづくり等の講座において、ごみの減量、分別について啓発を行っていきます。	継続

(2) 基本方針2 ごみ減量と資源化の推進

(基本施策1) 家庭系ごみの減量

家庭から排出されるごみの重量ベースで約40%を占める生ごみを減量するため、生ごみのダイエット運動を展開します。

また、雑がみの資源化、マイボトルの持参等、家庭で取組めるごみ減量策の啓発に努めていきます。

具体的施策	内容	区分
■資源用指定袋の導入	更なる分別の推進、資源物の品質向上を図るために、資源用指定袋の導入について検討します。	新規 (短期)
■リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、リユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	新規 (短期)
■ごみ処理手数料の適正化	自己搬入者に対して、ごみ処理費用の一部負担を求め、ごみ排出抑制を推進するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、必要に応じて改定を行います。	新規 (中期)
■雑がみの分別	燃やせるごみのうち、約34%を占める雑がみの資源化を推進するために、ホームページ、広報、町内会向け説明会等で雑がみ分別に関する周知を行います。	継続
■生ごみダイエット	生ごみの減量化とごみ処理経費を軽減するため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介等も含め、ホームページ、広報等で啓発を推進します。	継続
■家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器の見直しを行い、より一層の生ごみの減量化を進めていきます。	継続
■マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用促進	スーパー等で配布されるレジ袋の使用を抑制するための買物用マイバッグ持参や、割り箸の使用を削減するためのマイ箸持参の取組み等を促進していきます。	継続
■廃食用油拠点収集	植物性廃食用油を拠点収集し、バイオディーゼル燃料としての使用のほか、新たな再生利用を研究します。	継続
■家庭ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭ごみの有料化の導入について、調査・研究していきます。	継続

(基本施策2) 事業系ごみの減量

ごみ処理手数料の改定によるごみ減量、改定に伴う食品スーパー・飲食店等の食品残さのリサイクルを推進します。また、事業者が取り組むごみ減量や資源化を広報・ホームページ等で紹介し、合わせてリサイクルルートの情報提供を行います。

具体的施策	内容	区分
■ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、ごみ処理手数料の適正化を検討し、必要に応じて改定を行います。	新規 (中期)
■除草・剪定枝堆肥化の促進	剪定、除草作業から発生する、樹木や草を堆肥化し、資源化を促進していきます。	継続
■ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図っています。	継続
■レジ袋削減の推進	ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会を目指すため、スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。	継続
■食品リサイクルの促進	飲食業、食品製造業・販売業等の事業者に対して、食品残さの発生抑制、堆肥化等の情報提供を行い、食品リサイクルを促進していきます。	継続
■ごみ減量推進協力店制度	ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む小売店を「ごみ減量推進協力店」と認定し、その取組みを広く紹介していきます。	継続
■適正排出及び搬入指導	産業廃棄物や市外ごみの持込み等の不適正な搬入に対応するために、クリーンセンターにおける搬入時の検査を実施していきます。	継続
■収集運搬許可業者指導	収集運搬許可業者に対し、適正な搬入を確保するため、ごみ搬入検査に基づき、搬入指導を実施していきます。	継続
■多量排出事業者指導	事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化のための計画書の策定や適正処理等の指導を実施していきます。	継続
■拡大生産者責任の啓発	拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装等の削減に務めるよう啓発していきます。	継続

(基本施策3) 資源化の促進

新たな資源品目の収集、資源の収集量を増加させることを目的に資源化の推進に関する新たな施策を実施します。

具体的施策	内容	区分
■プラスチック製容器包装 (プラ容器) 分別収集	現在燃やせないごみとして排出されているプラ容器について、ごみ減量とCO ₂ 排出削減を図るため、資源分別収集を進めていきます。	新規 (短期)
■金属類(金属類、小型家電) の資源化	現在、燃やせないごみとして出されている鍋やフライパン、缶詰の缶等の金属類と小型家電を新たに金属くずの資源物として収集し、金属くずに含まれるベースメタル、貴金属、レアメタルのリサイクルルートを確保して、資源化を進めていきます。	新規 (短期)
■焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源の有効利用の推進を図ります。	新規 (中期)

(3) 基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

(基本施策1) ごみ処理のコスト削減

事業系ごみの大幅な減少や今後のごみ減量施策を踏まえたごみ処理量を推計し、ごみ処理量に応じた効率的な施設の運用、ごみ処理方法、施設管理方法等を検討し、ごみ処理コストの削減に努めます。

また、今後実施する「プラスチック製容器包装分別収集」、「金属類、小型家電の資源収集」に伴い、破碎処理量を減らし、ごみ処理施設の効率的な運用等を図るため、ごみの分別区分・収集回数及びごみ処理フローを変更します。

具体的施策	内容	区分
■ごみ処理施設の効率的運用	現状のごみ焼却及び破碎処理の状況や、今後の新たな資源分別収集に伴うごみ排出量の減少を推計し、薬品の使用量、焼却及び破碎処理施設の稼働、運転管理の効率的な運用を進めていきます。	新規 (短期)
■灰溶融設備稼働の検討	今後の灰溶融設備の稼働について、CO ₂ 排出削減と経費削減の両面から検討を行います。	新規 (中期)
■ごみの分別区分変更	容器包装リサイクル対象以外のプラスチック類について、処理の実態に合わせた見直しを行い、燃やせないごみから燃やせるごみに変更、汚れのとれないプラスチック製容器包装も燃やせるごみとして収集します。また、ごみの分別区分、名称について検討していきます。	新規 (短期)
■ごみの収集回数の見直し	プラスチック製容器包装等の新たな資源分別収集開始に伴い、モデル地区での検証結果に基づき、ごみの収集回数を変更していきます。	新規 (短期)

（基本施策2）収集運搬経費の削減

春日井市第4次行政改革大綱第2次改定における基本方針「効率的な予算執行」で求められた民間活力の活用による、ごみ収集の民間委託を受け、今後の直営の人員体制を考慮し、ごみ処理コストの削減に努めます。

具体的施策	内容	区分
■収集・運搬の民営化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	継続

(4) 基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保

(基本施策1) 施設の整備

供用開始後、長期間が経過し、老朽化等している処理施設については、更新整備を進めます。また、大規模修繕が必要となる時期を迎える処理施設については、計画的に整備を施行します。加えて、地震・水害時等の災害の対応については、施設の処理機能やごみ処理体制を確保し、安全で安定的な処理施設の運転に努めます。

具体的施策	内容	区分
■クリーンセンター更新整備計画	クリーンセンターの第一工場棟は、平成3年2月から稼働し、稼働20年を越えるため、今後、施設診断を行い、焼却施設等の更新整備計画を策定し、長寿命化を含めた基幹改良の準備を進めていきます。	継続
■適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年月を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	継続
■災害対策体制	風水害、地震等の災害ごみについては、生活環境に支障が生じないよう収集・処理を行うため、災害対策マニュアルに基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、防災計画に基づき、災害ごみの収集・運搬・処理計画を策定し、適正なごみ処理に努めていきます。	継続
■最終処分場整備	現内津最終処分場の残余容量を勘案しつつ、次期最終処分場の整備にあたっては、現最終処分場と同規模以上の埋立容量を確保するとともに、高度な水処理等を導入し、自然環境の保全に努めます。	継続

(基本施策2) ごみ行政に関する国・県の施策

ごみ処理に関する先進技術や施設整備・修繕等に関する補助金等の施策について、最新の情報収集や必要となる施策の要望を行います。

具体的施策	内容	区分
■国、県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の補助事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	継続

3 計画の推進

本計画の推進には、市民・事業者・行政の三者が一体となった取り組みが必要となります。このため、市民・事業者・行政が本計画のごみの現状、基本理念、基本施策、数値目標、ごみ排出抑制のための施策等を共有し、連携を図りそれぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。また、計画を推進するに当たって、施策の展開と達成状況を点検・評価することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆるPDCAサイクルの考え方を導入し、廃棄物減量等推進審議会^{注5-2)}において、計画実施における結果を十分に検証し、改善や更なる施策の展開に取り組んでいきます。

また、市民や事業者の意見やアイデアが反映できるよう施策に対する意見を募集し、それらを施策展開に役立てていきます。

公表については、本計画を広く周知するため、ホームページ等に掲載やエコメッセからの情報発信を行うとともに、関係団体、廃棄物処理事業者、排出事業者に情報提供を行います。

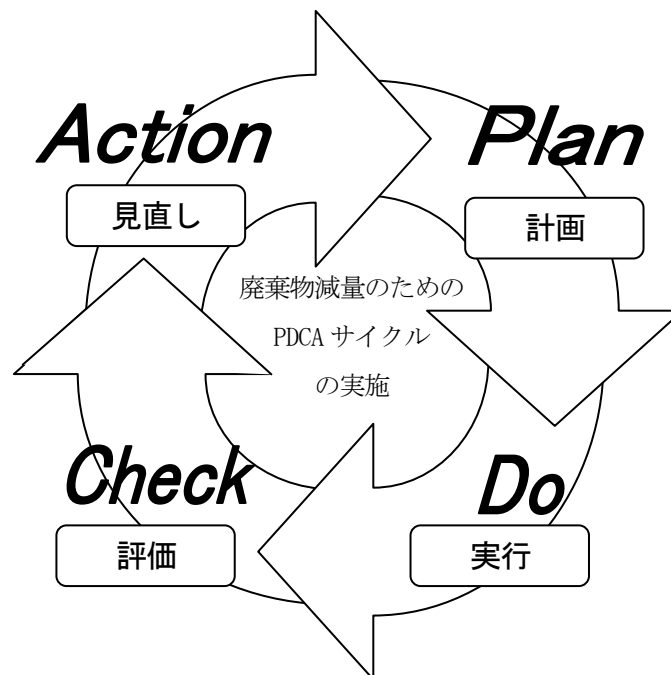


図 5-2 PDCAサイクルのイメージ

注 5-2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するために設置している。市民公募委員、市民団体、事業者、学識経験者により組織されている。

春日井市一般廃棄物処理基本計画
(平成 24 年度～平成 32 年度)

平成 23 年度

発 行	春日井市
編 集	春日井市環境部ごみ減量推進課 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
電 話	(0568) 85-6222